

日野市地域防災計画

(令和~~7~~**8**年度修正案)

【風水害・特殊災害対策編】



日野市防災会議

第3節 被害想定
第1 災害履歴

年・月	原因	被害状況
平成20年8月	8月末豪雨	・多摩川支川浅川流域の高尾観測所において、降り始めからの雨量が310mmを記録し、1時間あたりの最大雨量が71mmを記録した。石原水位観測所、浅川橋水位観測所においては、氾濫危険水位を上まわった。
平成21年10月	台風18号	・8日未明からの降雨は田園調布（下）観測所で195mm、浅川流域の高尾観測所で192mmを観測し、田園調布（上）水位観測所では水防団待機（4.50m）を上回る5.39mを観測した。
平成22年8月	局地的大雨	・19日からの降り始めからの雨量が114mmに達し、浅川橋水位観測所では、氾濫注意水位（2.20m）を超える2.22mを観測した。
平成23年9月	台風15号	・19日からの降り始めからの雨量が多摩川支川浅川流域の高尾観測所において、降り始めからの雨量が224mmに達し、浅川橋水位観測所では、避難判断水位（2.30m）を超える2.45mを観測した。
平成24年5月2日	前線を伴う低気圧	・多摩川の御岳で総雨量245mm、浅川の美山で205mmの降雨となった。浅川橋水位測定所と多摩川の田園調布（上）水位観測所で、氾濫危険水位を超える水位を記録した。
平成25年10月	台風26号	・台風26号の影響により、多摩川流域では浅川橋で水防団待機水位（1.30m）を超える1.94m（高尾雨量観測所で総雨量194mm）、の水位を記録した。
同年6月	低気圧	・低気圧の影響により多摩川流域では、美山雨量観測所では総雨量363mmの降雨となり、浅川橋で水防団待機水位（1.30m）を超える2.04mの水位を記録した。出水により、浅川（右岸5.9k滝合橋付近）において、河岸天端の亀裂及び河岸法面洗掘が発生した。
平成26年10月	台風18号	・台風の影響により非常に強い降雨となり、流域全体の総雨量は200mm～300mmの降雨となった。浅川の浅川橋で水防団待機水位（1.90m）を超える1.95mの水位を記録した。
平成27年9月	台風18号	・9月7日夜遅くから降り始め、御岳（東京都青梅市）で1時間に最大35mmの激しい雨を観測し、総雨量は御岳で252mmに達し、流域全体では200mm前後の降雨となった。支川の浅川の浅川橋で避難判断水位（2.20m）を超える2.25mとなり、約350 m ³ /sの流量を記録した。
平成28年8月	台風9号	・8月21日夜遅くから降り始め、多摩川上流（東京都福生市）で1時間に最大73mmの激しい雨を観測し、総雨量は237mmに達し、流域全体では100mmから200mm前後の降雨となり、日野橋で水防団待機水位（2.00m）を超える2.07mとなり、約1,600 m ³ /sの流量を記録した。浅川の浅川橋で避難判断水位（2.20m）を超える2.32mとなり、約410 m ³ /sの流量を記録した。

(6) 関東地方測量部

- ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。

(7) 東京管区気象台

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- イ 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関すること
- ウ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・**危険**警報・**警報**・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災危険への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること
- エ 区市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること
- オ 災害の発生が予想される時や、災害発生時における、都道府県や区市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること
- カ 都道府県や区市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること

(8) 関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
- ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること
- エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること

(9) 北関東防衛局

- ア 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。
- イ 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

第4節 土砂災害警戒区域等の予防対策

I. 現在の状況

- 市内では川崎街道及び北野街道の南側約700haが宅地造成工事規制区域に指定されている。
- 都は、平成30年3月15日に市域の「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」を指定した。
 - ・ 市内の急傾斜地の崩壊や土石流が発生した場合に、生命または身体に危険が生じる恐れがあると認められる区域（土砂災害警戒区域：イエローゾーン）は、469箇所（急傾斜地の崩壊：452箇所、土石流：17箇所）（令和7年10月1日現在）
 - ・ 市内の急傾斜地の崩壊や土石流が発生した場合に、建築物に損壊が生じ生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域（土砂災害特別警戒区域：レッドゾーン）は、391箇所（急傾斜地の崩壊：383箇所、土石流：8箇所）（令和7年10月1日現在）

II. 課題

- 現在の基準に合わない既存不適格の古い擁壁、経年劣化が生じている擁壁、積み増した擁壁は、大雨や地震時に崩壊する危険性が高いと考えられる。
- 市と都は、造成地で発生する災害を防止するため、都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法、日野市まちづくり条例等に基づき、許可や審査及び工事の指導・監督を連携して行う必要がある。

III. 取り組みの方向

第1 危険箇所の予防対策

- 市は、該当の地域住民へ急傾斜地崩壊危険箇所などの情報提供を行うとともに、危険と判断される急傾斜地については、所有者・管理者に対して安全対策の実施を要請する。
また、急傾斜地崩壊危険箇所に係る開発等については、情報の提供とともに危険防止のために適正な土地利用の誘導を図る。
- 市は、宅地造成工事規制区域における宅地造成工事に対して、梅雨期及び台風期に、都と合同でパトロールを行う。

第2 警戒・避難体制の整備

1 土砂災害警戒情報危険警報等の周知

- 市は、土砂災害の生じるおそれのある区域や土砂災害警戒情報危険警報等について地域住民への周知と警戒避難体制の確立を図る。

2 避難誘導体制の確立

- 市は、消防関係機関と連携し、豪雨・台風時に危険箇所を巡視し、警戒にあたる体制の整備や自主防災組織など地域と連携した避難誘導体制の仕組みづくりを推進する。

3 警戒避難体制の構築

- 市は、都により「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）」に基づく土砂災害警戒区域が指定された際は、これを踏まえた警戒避難体制を構築する。

4 レベル4土砂災害警戒情報危険警報・土砂災害緊急情報の伝達

- 市は、レベル4土砂災害警戒情報危険警報や土砂災害緊急情報が市域に発表された場合に備え、警戒避難体制、パトロール、地域住民及び防災関係機関への情報伝達体制の整備に努める。

5 避難措置

- 市は、土砂災害の発生するおそれのある場合、または急傾斜地の崩壊により人命に危険を及ぼすと予想される場合は、高齢者等避難、避難指示を発令し、被害の未然防止あるいは拡大防止を図る。

第3 がけ崩れ対策

1 急傾斜地崩壊危険箇所等の災害防止

- 市は、急傾斜地崩壊危険箇所に係る開発等については、情報の提供とともに危険防止のために適正な土地利用の誘導を図る。

2 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定

- 都は、土砂災害のおそれがある区域を把握し、市長の意見を聴き、土砂災害警戒区域等を指定する。
さらに、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、住宅等の新規立地の許可制の導入や、建築物の移転促進等の防災対策を行う。

IV. 具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
土砂災害危険箇所等の点検等 【国・都と連携】	○ 崖地や老朽化した擁壁の所有者に安全対策を要請する。 ○ 危険箇所の定期的な点検・パトロールを実施する。	総務部 【防災安全課】 まちづくり部 【都市計画課】	継続
災害防止に関する指導・監督 【都と連携】 【再掲】	○ 都と連携し、都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法等に基づき、安全な宅地造成が図られるよう指導する。 ・ 造成地の開発許可・確認の審査及び施工に対する指導・監督 ・ 造成中及び完了検査後の巡視等による違法開発行為の取り締まり ○ 宅地造成等規制法施行以前の造成地等に存在する老朽化した擁壁や補強が必要な法面等の土砂災害防止工事については、所有者や基礎自治体での対応には限界があるため、都・国に更なる協力を要請する。	まちづくり部 【都市計画課】 【建築指導課】	継続
土砂災害警戒区域の安全対	○ 日野市まちづくりマスタープラン（平成31年4月改定）において位置付けられた安全性を考慮した土地利	総務部 【防災安全課】	継続

第3 指定河川洪水予報

○ 洪水予報の種類と発表基準は、次の通りである。

種類	発表基準
(〇〇川) レベル2 氾濫注意 情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき 基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
(〇〇川) レベル3 氾濫警戒 情報 警戒	基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
(〇〇川) レベル4 氾濫危険 情報 警戒	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき。
(〇〇川) レベル5 氾濫発生 情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき 氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき ※レベル5 氾濫特別警戒と一体的に発表
(〇〇川) 氾濫注意報（警戒 解除）	レベル4 氾濫危険警戒又はレベル3 氾濫警戒を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は氾濫警戒発表中に基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）。
(〇〇川) レベル2 氾濫注意 情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくな ったとき レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険警戒、レベル3 氾濫警戒又はレベル2 氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくな

○ 洪水予報河川発表基準水位は、次の通りである。

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	〇点高
多摩川	調布橋	東京都青梅市長湊	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A.P.+ 148.500m
	石原	東京都調布市多摩川3丁目	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	A.P.+ 27.420m
	田園調布（上）	東京都大田区田園調布	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	A.P.+ 0.000m
浅川	浅川橋	東京都八王子市大横町	1.90m	2.20m	2.20m	2.60m	3.58m	A.P.+ 112.500m

1 水防警報の種類

種類	内容	発表基準
待機	1. 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位レベル2水位）を越えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位レベル2水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報警報が発表されたり、すでに氾濫注意水位（警戒水位レベル2水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位レベル2水位）以下に下がったとき。氾濫注意水位（警戒水位レベル2水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

2 水防警報河川及び水防警報区間（国管理）

河川名	水防警報区		基準地点	担当 河川事務所
多摩川	左岸	自 青梅市大柳町 1575 至 福生市福生大字熊川南 134	調布橋	京浜
	右岸	自 青梅市畑中 1－18 至 あきる野市小川東 1－1		
	左岸	自 昭島市拝島町 3－1549 至 国立市泉 2－6	日野橋	
	右岸	自 八王子市高月町 2402 至 日野市落川 1397		
	左岸	自 府中市四谷 6－58 至 狛江市駒井町 3－434	石原	
	右岸	自 多摩市一ノ宮 1－45 至 神奈川県川崎市多摩区宿河原 7－2246		
	左岸	自 世田谷区喜多見町 2－4540 至 大田区東六郷 4－34	田園調布（上）	
	右岸	自 神奈川県川崎市多摩区堰 1－429 至 神奈川県川崎市川崎区本町 2－13		
浅川	左岸	自 八王子市中野上町 4－3895 至 幹川合流点	浅川橋	
	右岸	自 八王子市元本郷 4－483 至 幹川合流点		

3 水防警報河川発表基準水位（国管理）

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位 レベル2 水位)	避難 判断水位 (レベル3 水位)	氾濫 危険水位 (レベル4 水位)	計画高水位	〇点高
多摩川	調布橋	東京都 青梅市長湊	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A.P.+ 148.500m
	日野橋	東京都 日野市大字日野	2.00m	2.80m	—	3.60m	4.71m	A.P.+ 65.200m
	石原	東京都 調布市多摩川3丁目	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	A.P.+ 27.420m
	田園調布（上）	東京都 大田区田園調布	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	A.P.+ 0.0000m
浅川	浅川橋	東京都 八王子市大横町	1.90m	2.20m	2.20m	2.60m	3.58m	A.P.+ 112.500m

Ⅲ. 取り組みの方向

第1 防災気象情報等の受伝達【総務部】【企画部】

1 注意報・警報の地域細分

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市郡支庁	区町村
東京都 気象庁本庁	東京地方 ＜東京＞	23区東部	台東区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区	
		23区西部	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区	
		多摩北部	立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、小金井市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市	
		多摩西部	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市	
			西多摩郡	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
		多摩南部	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市	
	伊豆諸島北部 ＜大島＞	大島	大島支庁	大島町
		新島		利島村、新島村、神津島村
	伊豆諸島南部 ＜八丈島＞	三宅島	三宅支庁	三宅村、御蔵島村
		八丈島	八丈支庁	八丈町、青ヶ島村
	小笠原諸島 ＜父島＞		小笠原支庁	小笠原村

2 特別警報、警報、注意報等の発表基準

(1) 特別警報

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の 温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(3) 防災気象情報と警戒レベルの関係

○ ~~平成31年3月の「避難勧告等に関するガイドライン※」の改定により、住民は、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される防災情報を活用して住民がとるべき行動を直観的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されるようになった。~~

※令和3年5月に「避難情報に関するガイドライン」に改定

○ 防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルは次の表のとおりである。

情報	住民が取るべき行動	警戒レベル相当情報
・レベル5大雨特別警報 ・レベル5氾濫発生情報特別警報	命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	警戒レベル5相当
・レベル4大雨危険警報 ・レベル4土砂災害警戒情報危険警報 ・レベル4氾濫危険情報警報 ・危険度分布「非常に危険」(うす紫) ・高潮特別警報 ・高潮警報	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	警戒レベル4相当
・レベル3大雨警報(土砂災害) ・レベル3土砂災害警報 ・レベル3氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・危険度分布「警戒」(赤) ・高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	警戒レベル3相当
・危険度分布「注意」(黄) ・氾濫注意情報	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	警戒レベル2相当
・レベル2大雨注意報 ・レベル2土砂災害注意報 ・レベル2氾濫注意報 ・危険度分布「注意」(黄) ・洪水注意報 ・高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの)		警戒レベル2相当
・早期注意情報(警報級の可能)	災害への心構えを高める	警戒レベル1

情報	住民が取るべき行動	警戒レベル相当情報
性) ※大雨に関して、[高]又は [中]が予想されている場合	・防災気象情報等の最新情報に注意する等、 災害への心構えを高める。	

(4) ~~記録的短時間大雨情報について~~ 気象防災速報（記録的短時間大雨）について

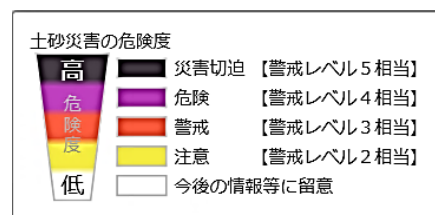
- 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量)したりしたときに、各地の気象台が発表する。
- この情報は、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために、雨量基準を満たし、かつ、~~レベル3大雨大雨時の災害に関する~~警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「~~非常に危険~~」（~~うす紫~~）が出現している場合に発表する。雨量基準は、1 時間雨量歴代 1 位または 2 位の記録を参考に、概ね府県予報区ごとに決められている。
- ~~○ 記録的短時間大雨情報気象防災速報(記録的短時間大雨)、気象防災速報(線状降水帯発生)、気象防災速報(線状降水帯直前予測)が発表されたときは、この情報が発表されたときは、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような猛烈な雨が降っている又は予測していることを意味しているため、実際にどこで災害発生の危険度が高まっているかをキキクル（危険度分布）で確認する。~~
- 特に崖や川の近くなど、危険な場所にいる住民（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域にいる方）は、~~地元市町村~~の避難情報を確認し、発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる。避難場所への避難がかえって危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保する。市~~町村~~から避難情報が発令されていなくても、今後、急激に状況が悪化するおそれがあるため、キキクル（危険度分布）や水位情報等の情報を確認し、少しでも危険を感じた場合には、自ら安全な場所へ移動する判断をする。

(5) ~~土砂災害警戒判定メッシュ情報~~ 土砂キキクル

- 大雨警報（土砂災害）の危険度分布~~土砂キキクル土砂災害の危険度分布土砂キキクル~~は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で 1km 四方の領域（メッシュ）ごとに 5 段階に色分けして示す情報である。常時 10 分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）~~レベル3土砂災害警報~~や土砂災害警戒情報~~レベル 4 土砂災害危険警報~~等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の~~土砂災害の危険度分布土砂キキクル~~により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
- 特に「~~極めて危険【警戒レベル4相当】（淡い紫色）~~」「災害切迫」（黒）が出現した場合、土砂災害警戒区域では、~~過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、~~命に危険が及ぶような土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況となります。~~もていでもおかしくない。~~このため、~~気象庁は、~~避難にかかる時間を考慮して、60 分雨量及び土壌雨量指数等の 2 時間先までの最大 6 時間先までの予測値を用いて「非常に危険」（うす紫色）、「警戒」（赤

色)、「注意」(黄色)、「今後の情報等に留意」(無色)の危険度を表示している。「危険」(紫)、警戒(赤)、「注意」(黄色)、「今後の情報等に留意」(無色)の危険を示している。~~警戒レベル4相当情報の基準に到達する3時間前に「警戒【警戒レベル3相当】」(赤色)を発表(4～6時間先に警戒レベル4相当情報の基準に到達すると予想が可能な場合にも発表)、警戒レベル4相当情報の基準に到達する2～6時間前に「注意【警戒レベル2相当】」(黄色)を発表している。~~

- 土砂災害警戒区域等にお住まいの方々は、可能な限り早めの避難を心がけ、高齢者等の方は遅くとも「警戒」(赤色：警戒基準に達すると予想) (赤) が出現した時点で、一般の方は遅くとも「非常に危険」(うす紫色：土砂災害警戒情報基準に達すると予想) (紫) が出現した時点で、**速やかに非難することが重要です。**~~速やかに避難を開始(危険な場所から全員避難し、「極めて危険(災害切迫) (濃い紫色(黒色))」に変わるまでに避難を完了しておく必要がある。が発表された場合は、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある。~~



(6) 線状降水帯に関する情報

- 線状降水帯は、次々と発生した積乱雲により、線状の降水域が数時間にわたってほぼ同じ場所に停滞して大雨をもたらすものです。線状降水帯が発生すると、災害の危険性が急激に高まります。気象庁では、線状降水帯の発生をお知らせする「発生情報」、および発生する可能性を事前にお知らせする「直前予測」、「半日前予測」の情報を発表しています。これら情報のうち、発生情報、直前予測は「気象防災速報」で、半日前予測は「気象解説情報」で発表します。線状降水帯に関する情報が発表された場合は、そのときの状況に応じて適切な防災行動をとることが重要です。

○ 線状降水帯半日前予測

線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、気象庁は半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」にて呼びかけます。

線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることもあるため、心構えを一段高めることを目的として、線状降水帯による大雨を半日程度前から呼びかけるものです。

大雨災害に対する危機感を早めにもち、ハザードマップや避難所・避難経路の確認等を行うことが重要です。

○ 線状降水帯直前予測

線状降水帯直前予測は、線状降水帯が発生する危険性が高まった際に発生の2～3時間前を目標に、気象庁は「気象防災速報（線状降水帯直前予測）」にて発表します。この情報が発表された際には、今後の大雨によって外出等が困難な状況になるおそれがあることから、崖や川の近くなど危険な場所にいる方は、周辺の状況や自治体による避難情報等に留意し、速やかに適切な防災行動をとることが大切です。

○ 線状降水帯発生情報

線状降水帯発生情報は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使っ

て解説する情報です。

この情報は警報などの警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表します。

崖や川の近くなど、危険な場所にいる方（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域にいる方）は、市から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要があります。周りの状況を確認し、避難場所への避難がかえって危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保する必要があります。市から避難情報が発令されていなくても、今後、急激に状況が悪化するおそれもあり、キキクルや水位情報等の情報を確認し、少しでも危険を感じた場合には、自ら安全な場所へ移動する判断をすることが重要です。

第2 災害情報収集体制の充実【総務部】

- 市は、気象庁等が発表する防災気象情報の収集及び、河川の災害情報の収集を行うため、気象情報提供委託会社からの的確な情報収集体制の整備を図る。

第3 災害情報伝達体制の充実【総務部】

- 市は、災害情報を受理したときは、直ちに市民に伝達し、必要に応じて避難指示等の措置を行う。
- また、市及び防災関係機関は、報道機関に協力を求めて市民に周知するよう努める。

第4 防災行政用無線の充実強化【総務部】

- 市は、市民に対する情報伝達を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて防災行政用無線の子局の増設・移設を行う等、難聴地域（無線放送が聞き取りにくい地域）の解消に努める。
- また、防災行政用無線の補完機能として、地域情報配信システム等の充実を図る。

第5 市民への情報伝達体制の整備【企画部】【総務部】

- 市は、必要な情報を自動的に配信する形式の、屋外拡声器を用いた防災行政用無線（同報系）、戸別受信機、緊急速報メール、メール配信サービス等の手段や、より多くの受け手に詳細な情報を伝達する型式の市ホームページ、X（エックス）日野市公式 LINE、GIS（地図情報システム）やテレビのデータ放送等の情報提供手段を組み合わせ、適時に情報を伝達する体制を強化する。また、防災行政無線（屋外拡声子局）の調整及び増設による聴取困難地域の解消に努める。
- 特に、風雨が激しくなると屋外に設置された防災行政無線（同報系）から放送される情報は聞き取りにくくなることから、緊急速報メール等の配信サービスや等の屋内で受信可能な手段を組み合わせて配信する。

第6 報道機関との協力体制の確立【企画部】【総務部】

- 市は、株式会社ジェイコム東京や日野市新聞組合との協定に基づき、災害情報を市民に提供する。

2 危機管理対策本部の設置

(1) 設置の基準

ア 情報収集・連絡体制（レベルⅠ）

- (ア) レベル 3 大雨警報、暴風雨警報、洪水警報、レベル 3 氾濫警報、大雪警報等、各種警報が発表され、被害の発生が予想されるとき
- (イ) 局地的な災害発生のおそれがあるとき
- (ウ) その他、危機管理対策本部を設置する必要があると認められるとき

イ 警戒配備体制（レベルⅡ）

- (ア) 24 時間警戒態勢が必要になったとき
- (イ) 土砂災害警戒情報、レベル 3 土砂災害警報が発表されたとき
- (ウ) 二次災害のおそれがあるとき
- (エ) 自主避難の呼びかけを行うことが必要になったとき
- (オ) 避難準備情報の通知又は警告、高齢者等避難、避難指示等の発令の可能性があるとき

第2 災害対策本部の設置【本部事務局】

- 市は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策本部を設置することとする。
- 設置した場合、直ちに防災関係機関に通知するとともに、災害対策本部を設置する施設（日野市防災情報センターの正面玄関及びその他の適切な場所）に「日野市災害対策本部」の標識板等を掲示する。
- 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、市長とする。

1 災害対策本部の設置基準

- (1) レベル 3 大雨警報、暴風雨警報、洪水警報、レベル 3 氾濫警報等各種警報が発表され、大規模な災害が発生し、市長が災害対策本部設置の必要があると認めたとき
- (2) 土砂災害警戒情報、レベル 3 土砂災害警報が発表され、土砂災害発生のおそれがあり、市長が災害対策本部設置の必要があると認めたとき
- (3) 大雨特別警報、レベル 4 大雨危険警報、暴風雨特別警報、洪水特別警報、レベル 4 氾濫危険警報、レベル 4 土砂災害危険警報、大雪特別警報等各種危険警報が発表され、市長が災害対策本部の設置の必要があると認めたとき
- (4) 事態が切迫し、市の全域的地域に災害が発生すると予想され、市長が災害対策本部設置の必要があると認めたとき
- (5) その他市長が災害対策本部設置の必要があると認めたとき

2 本部長職務の代行順位

第4 水防対策体制の基準【本部事務局】

表第8 水防対策体制

区分	配備区分	態勢	主な活動	配備基準	配備要員
災害対策本部設置前	危機管理事業所対策本部	注意体制	○ 情報収集 ○ 危機管理監・総務部長へ連絡・報告 ○ 情報収集態勢レベルの決定（危機管理監） ○ 決定レベルに該当する職員への連絡	○ 各種注意報の発表 ○ 台風の接近 ○ 各種警報の発生が予想される段階	危機管理事業所対策本部 ○ 本部長（総務部長） ○ 防災安全課（全職員自動参集）
	危機管理対策本部	レベルⅠ（情報収集・連絡体制）	○ 情報収集 ○ 初動・応急対応 ○ 市長への連絡・報告 ○ 関係機関との連絡調整 ○ レベルⅡ又は災害対策本部設置の検討及び準備 ○ レベルⅡ該当職員への連絡・報告	○ レベル3大雨警報、氾濫警戒情報、洪水警報、レベル3氾濫警報等、各種の警報が発表され、被害の発生が予想されるとき ○ 局地的な災害発生のおそれがあるとき ○ その他、危機管理対策本部を設置する必要があると認められるとき	上記職員に加え、危機管理対策本部への移行 ○ 本部長（副市長）＜総務部担当＞ ○ 副本部長（副市長） ○ 副本部長（教育長） ○ 危機管理監 ○ 企画部長 ○ まちづくり部長 ○ 環境共生部長 ○ 都市計画課長 ○ 道路課長 ○ 建築指導課長 ○ 区画整理課長 ○ 下水道課長 ○ 緑と清流課長 ○ その他、まちづくり部及び環境共生部であらかじめ指定した職員 ○ 消防団（準備態勢）
		レベルⅡ（警戒配備体制）	○ 初動・応急対応 ○ 市長への連絡・報告 ○ 災害対策本部設置の検討及び準備 ○ 災害対策本部第1非常配備態勢該当職員への連絡・報告	○ 24時間警戒体制が必要になったとき ○ 二次災害のおそれがあるとき ○ 自主避難の呼びかけを行うことが必要になったとき ○ 避難準備情報、高齢者等避難、避難指示等の発令の可能性があるとき	上記職員に加え、 ○ 災害対策本部員の職にある者（全員） ○ レベルⅠに該当する課の課長補佐及び係長職 ○ レベルⅠに該当する課に所属するあらかじめ決められた職員（作業班及びパトロール班）

第1節 災害対策本部の設置及び運営
第4 水防対策体制の基準【本部事務局】

区分	配備区分	態勢	主な活動	配備基準	配備要員
					○ その他必要に応じて参集指示された職員 ○ 消防団（参集）
災害対策本部設置後	災害対策本部	第一非常配備体制	○ 市内状況の情報収集 ○ 関係機関との情報連絡 ○ 市民等への避難指示等発令の準備又は発令 ○ 被災者への支援 ○ 被災建物の被害調査 ○ 消防団本部の設置	○ レベル3大雨警報、主砂災害警戒情報、氾濫危険情報レベル3 氾濫警報等各種警報が発表され、大規模な災害が発生し、市長が災害対策本部設置の必要があると認めたとき ○ レベル3土砂災害警報が発表され、土砂災害発生のおそれがあり、市長が災害対策本部設置の必要があると認めたとき ○ その他市長が本部設置の必要があると認めたとき	○ 災害対策本部長（市長） ○ 警戒配備態勢レベルⅡの職員 ○ 課長相当職以上の職員（全員） ○ 教育部庶務課業務サポート係（全員）
災害対策本部設置後		第二非常配備体制	【初動】 ○ 情報収集、提供 ○ 救援救急 ○ 消防団本部の増強 ○ 医療救護 ○ 避難誘導 ○ 道路障害物除去施設設備維持 【災害配備】 ○ 応急対策の全ての活動	○ 大雨特別警報レベル4 大雨危険警報、レベル4 土砂災害危険警報、氾濫発生情報等各種特別警報レベル4 氾濫危険警報等各種危険警報が発せられ、市長が災害対策本部設置の必要があると認めたとき ○ 事態が切迫し、市の全域的地域に災害が発生すると予想され、市長が災害対策本部設置の必要があると認めたとき ○ その他市長が総合的応急対策を行う必要があると認めたとき	全職員

第2節 水防対策活動

第3 水防情報の収集【本部事務局】

表第9 重点警戒箇所の確認項目

区分	概要
重点警戒箇所	① 重要水防箇所（国交省管理河川） ② 水防上注意を要する箇所（都知事管理河川） ③ 護岸工事施工中の箇所 ④ 浸水想定区域 ⑤ 道路冠水等の浸水常襲箇所 ⑥ その他過去に氾濫・浸水実績がある箇所等

第3 水防情報の収集【本部事務局】

○ 水防情報については、「第3節 第1 防災気象情報等の受理伝達」を参照のこと。

第4 水防活動【本部事務局】【まちづくり対策部】【環境共生対策部】

1 水防活動の開始基準

○ 水防活動の開始は、「第1節 災害対策本部の設置及び運営 第4 水防対策体制の基準」に基づき行う。

2 日野市の活動

○ 市は、本部長（市長）の指示のもと、状況に応じて次の水防活動を実施する。

（1）巡視及び監視警戒

○ 市は、河川の重要水防箇所、土砂災害警戒区域、過去の浸水地域及び道路冠水常襲箇所等の巡視を行う。

（2）水防等作業の要請

○ 本部長（市長）は、次の場合、直ちに各部に準備及び出動を命じ、各水防機関に対しても、準備及び出動を要請する。

表第10 水防等作業の措置基準

措置	状況
準備	○ 水防警報により、待機又は準備の警告 発表 があったとき ○ 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されたとき ○ 気象状況等により、水害の発生するおそれがあるとき
出動	○ 水防警報により、出動又は指示 警戒 の警告 発表 があったとき ○ 水位が氾濫注意水位に達し、危険のおそれがあるとき ○ その他水防等の活動上必要と認めたとき

（3）水防等作業の実施

○ 市は、消防団及び防災関係機関等と連携して、河川の氾濫又は浸水の拡大等のおそれがある場合は、被害を最小限に止めるよう所管施設の水防活動等を実施する。

(3) 取水堰及び樋門、樋管等の安全措置

- 農業用取水堰及び樋門、樋管等の管理者または取扱責任者は、出水等の状況に応じ、その開閉を行う。
- また、河川管理者の要請または大雨、洪水等に関する警報等が発表された場合は、相互に連携し、その状況に応じた適切な措置を講じる。

6 決壊時の措置

- 市は、堤防その他の施設が決壊し、またはこれに準すべき事態が発生した場合は、屋内安全確保等、命を守るための最低限の行動を付したうえ、あらゆる広報手段を講じて、直ちに避難指示を発令し、住民等の避難行動を促すとともに、防災関係機関等と協力し、その他の人的被害を最小限に抑えるための措置を講じる。
- また、速やかに河川管理者に通報し、決壊箇所の状況に応じた必要な措置（応急復旧等）について、要請を行う。
- なお、氾濫により浸水が予想される隣接市町についても、決壊箇所等の情報提供を行うことで、被害拡大の防止を図る。

7 協力応援

- 市は、あらかじめ整備した水防倉庫により必要な資機材を確保し、水防活動を行う。
- なお、備蓄資機材や協定等による資機材等の調達によっても機材の不足が生じ、水防活動に支障がある場合は、他の市町村または京浜河川事務所に応援職員並びに資機材の提供等を要請する等、連携した措置を行う。

8 自衛隊の災害派遣

- 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都知事に対して自衛隊の派遣要請を求める。
- この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または地域担任部隊の長陸上自衛隊第1師団長に通知する。
- また、市長は、都知事への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または地域担任部隊の長陸上自衛隊第1師団長に災害状況等を通知する。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

9 水防てん末報告

- 市は、国管理河川において水防活動を行った場合、所管の河川事務所出張所へ直接水防活動報告書を提出する。

第3節 災害情報の受伝達

第1 防災気象情報等の受理伝達【本部事務局】

1 防災気象情報の収集

○ 市は、防災気象情報等の発表または必要があると認めるときは、気象情報提供委託会社からの確な気象情報及びその後の予測・見込み情報等を収集する。

（1）防災気象情報

- ア 気象情報
- イ 台風情報
- ウ 洪水情報
- エ 土砂災害警戒情報
- オ 竜巻注意情報

（2）雨量情報等の収集

○ 市は、雨量計情報及び気象庁や国土交通省等の関連サイト等から、雨量や河川水位、ダム情報等を収集する。

（3）関係機関との連携

○ 市は、防災関係機関と連携し、必要な情報収集に努める。

2 防災気象情報等の受伝達

○ 市は、特別警報を受理したとき及び気象予報・警報を受理し、市民等に伝達することが必要と認めたときは、直ちに市民等に伝達するとともに、必要に応じて避難準備（避難行動要支援者避難）情報、**高齢者等避難**、避難指示等の措置を行う。また、気象庁は、報道機関に協力を求めて市民等に周知するように努める。

（1）雨量、水位の観測情報及び予測情報

○ 市は、気象等の状況から被害の発生が予想される場合、各防災関係機関と連絡をとり、情報を交換する。また、管内の雨量、水位等の情報の把握に努める。

（2）洪水予報及び特別警戒水位到達情報

○ 国土交通省と気象庁は、国管理河川で、2以上の都県の区域にわたる河川その他流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について洪水予報を共同発表する。

○ 洪水予報及び特別警戒水位到達情報は、国土交通大臣又は都知事から関係市町村に直接通知される。

○ 日野市においては、多摩川及び浅川が洪水予報河川となっている。

(2) 警戒レベルと防災気象情報の関係

○ 警戒レベルと防災気象情報の関係は次の通りである。

表第13 警戒レベルと防災気象情報の関係

警戒レベル相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断の参考となる防災気象情報			土砂災害に関する情報 (下段：洪水警報の危険度分布)
	洪水に関する情報			
	水位情報がある場合 —(下段：国管理河川の洪水の危険度分布※1)— 河川氾濫 洪水予報河川(多摩川・浅川)	水位情報がない場合 —(下段：洪水警報の危険度分布)— 大雨浸水 低地の浸水や小さな河川の氾濫	内水氾濫に関する情報	
5相当	レベル5 氾濫特別警報 レベル5 氾濫発生情報 危険度分布：黒 (氾濫している可能性)	レベル5 大雨特別警報—(浸水害)—※2 危険度分布：黒 (災害切迫)		レベル5 大雨土砂災害特別警報 (土砂災害)
4相当	レベル4 氾濫危険情報警報 危険度分布： (氾濫危険水位超過相当)	レベル4 大雨危険警報 危険度分布：うす紫 (危険)	内水氾濫危険情報 —(水位周知下水道において発表される情報)—	レベル4 土砂災害警戒情報危険警報 危険度分布：うす紫 (非常に危険)※4
3相当	レベル3 氾濫警戒情報警報 危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当)	洪水警報 レベル3 大雨警報 危険度分布：赤 (警戒)		レベル3 大雨警報—(土砂災害)—土砂災害警報 危険度分布：赤 (警戒)
2相当	レベル2 氾濫注意情報 危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過)	レベル2 大雨注意報 危険度分布：黄 (注意)		レベル2 土砂災害注意報 危険度分布：黄 (注意)
1相当	早期注意情報 (警報級の可能性)			

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報)

下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。

※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。

※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

※4) 「大雨警報(土砂災害)・洪水警報の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。

※5) 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。

(3) 避難指示等の判断基準

- 避難指示等の発令については、今後の気象予測、河川等の現地の状況、関係機関からの助言等により総合的に判断する。
- なお、自然現象を対象とするため、以下の判断基準にとらわれることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を活用し、対応する。

表第14 洪水：多摩川（洪水予報河川）の避難指示等の発令基準

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	1 指定河川洪水予報により、多摩川の調布橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である1.20mに到達し、かつ水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合 2 指定河川洪水予報により、多摩川の調布橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 5 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
警戒レベル4 避難指示	1 指定河川洪水予報により、多摩川の調布橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である1.60mに到達したと発表された場合 2 多摩川の調布橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である1.6mに到達していないものの、多摩川の調布橋水位観測所の水位が引き続き上昇し、氾濫危険水位に到達する見込みとなった場合 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 5 小河内ダム管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 7 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	（災害が切迫） 1 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（警戒レベル5相当）（黒）」になった場合 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報のレベル5氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]氾濫特別警報）、水防団からの報告等により把握できた場合）

第4節 避難対策
第1 避難対策【本部事務局】

表第15 洪水：浅川（洪水予報河川）の避難指示等の発令基準

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	1 指定河川洪水予報により、浅川の浅川橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3）である2. 20mに到達し、かつ水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合 2 指定河川洪水予報により、多摩川の調布橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（警戒レベル3相当）（赤）」になった場合 4 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 5 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
警戒レベル4 避難指示	1 指定河川洪水予報により、浅川の浅川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2. 60mに到達したと発表された場合 2 浅川の浅川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2. 6m に到達していないものの、浅川橋水位観測所の水位が引き続き上昇し、氾濫危険水位に到達する見込みとなった場合 3 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（警戒レベル4相当）（紫）」になった場合 4 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	（災害が切迫） 1 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（警戒レベル5相当）（黒）」になった場合 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報のレベル5氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]氾濫特別警報）、水防団からの報告等により把握できた場合） ※ 発令基準1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

表第16 土砂災害の避難指示等の発令基準

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）レベル3土砂災害警報（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒

区分	発令基準
	(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合 (※大雨警報(土砂災害)レベル3土砂災害警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は土砂災害警戒区域等適切に絞り込むこと) 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(レベル2大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])レベル3土砂災害警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)
警戒レベル4 避難指示	1 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])レベル4土砂災害危険警報が発表された場合 (※土砂災害警戒情報レベル4土砂災害危険警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は土砂災害警戒区域等適切に絞り込むこと) 2 土砂災害の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 5 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 ※ 夜間・未明であっても、発令基準1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
警戒レベル5 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])レベル5土砂災害特別警報が発表された場合 (※大雨特別警報(土砂災害)レベル5土砂災害特別警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は土砂災害警戒区域等適切に絞り込むこと) (災害発生を確認) 2 土砂災害の発生が確認された場合 ※ 発令基準1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準2-5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

(4) 避難指示等の実施責任者

表第17 避難指示等の実施責任者

実施者	災害の種類・内容	根拠法規
市町村長	災害全般	災害対策基本法第60条第1項
警察官	災害全般	災害対策基本法

3 応援要請

- 市は、火山災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施する。必要に応じ都知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請し、もしくは他市町村長に対し応援要請を行う。
- 市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図る。

4 自衛隊の災害派遣

- 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都知事に対して自衛隊の派遣要請を求める。
- この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または地域担任部隊の長陸上自衛隊第1師団長に通知する。
- また、市は、都への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または地域担任部隊の長陸上自衛隊第1師団長に災害状況等を通知する。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第3 消防活動

- 災害発生時、市民の一人一人が、「自らの身は自ら守る」「出火防止に努める」とともに、消火活動や被災者の救助・救急活動等を行い、災害の拡大の防止に努める。
- 市は日野消防署、日野警察署と連携し、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、関係機関と一体となって被災者の救助・救急活動を行う。
- 消防団は、地域防災の中核として、消防署隊と連携し現場の状況に応じて必要な任務を遂行する。

第4 医療救護活動

- 市は、負傷者の応急措置について、都、医療関係団体等に対して救護班の現地派遣を要請する。
- また、都及び日本赤十字社東京都支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を行う。

第5 避難対策

- 市は、火山災害の発生後、人命の安全を第一に市民等の避難誘導を行うとともに、避難場所や災害危険箇所等の所在、災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。
- また、市は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等にあたっては、要配慮者に配慮するとともに、男女双方の視点に配慮した生活環境の確保等に努める。

第6 帰宅困難者対策

- 都及び市は、必要に応じて帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行う。また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供する。
- 企業等は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者等が安全に帰宅で

(2) 自衛隊機事故被災者救援活動分担表

自衛隊機事故被災者救援活動分担表

NO	区 分	活動内容	警察	消防	自衛隊	東京都	市・町	防衛局
1	負傷者救援	(1) 救急活動	○	◎	○	○	○	
		(2) 救急病院の引受確認		◎	○	○	○	
		(3) その他(転院等)			◎	○	○	
2	現場対策	(1) 消火活動		◎	○		○	
		(2) 警戒区域の設定	○	◎				
		(3) 立入制限、交通整理	◎	○	○			
		(4) 現地保存	◎	○	○			
		(5) 連絡所の設置	○	○	◎	○	○	○
		(6) 通信輸送			◎			
3	財産被災者救援	(1) 財産保護・警備	◎		○			
		(2) 仮住居の斡旋提供			◎	○	○	
		(3) 生活必需品の支給			◎	○	○	
備 考		注 : 1 ◎は、主務機関を示す。 2 ○は、主務機関への援助協力機関を示す。						

3 応援要請

- 市は、航空災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施するが、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行う。
- 市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図る。

4 自衛隊の災害派遣

- 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都知事に対して自衛隊の派遣要請を求める。
- この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または地域担任部隊の長陸上自衛隊第1師団長に通知する。
- また、市は、都への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または地域担任部隊の長陸上自衛隊第1師団長に災害状況等を通知する。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第3 医療救護活動

- 市は、負傷者の応急措置について、都、医療関係団体等に対して救護班の現地派遣を要請する。
- また、都及び日本赤十字社東京都支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施する。

第4 災害広報の実施

第2節 災害時の応急対策活動

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 鉄道事故発生による被害情報の収集・連絡

- 鉄道事業者は、大規模事故等に関する通報系統図に基づき被災状況を都や市等へ連絡する。
- 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに都へ報告する。

2 応急対策活動情報の連絡

- 鉄道業者は、都や市等に応急対策等の活動状況を連絡する。
- 市は、都に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。
- 都は、自ら実施する応急対策の活動状況を市に連絡する。

3 都への報告

- 市は、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム（DIS）等を利用し、都に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行う。

第2 災害対策本部の設置及び災害時応援体制

1 配備体制

- 市は、鉄道災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じる。

2 災害対策本部の設置

- 市長は、大規模な鉄道災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策本部を設置する。
- また、市は、都に災害対策本部の設置状況等を報告する。

3 応援要請

- 市は、鉄道災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を行うが、必要があると認めるときには、都知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請し、もしくは他区市町村長に対し応援要請を行う。
- 市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図る。

4 自衛隊の災害派遣

- 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都知事に対して自衛隊の派遣要請を求める。
- この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または地域担任部隊の長陸上自衛

隊第意1師団長に通知する。

- また、市は、都への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または地域担任部隊の長陸上自衛隊第意1師団長に災害状況等を通知する。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第3 消防活動

1 救助・救急活動

- 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を最優先とし、続発事故の防止に万全の措置を講じるとともに、迅速に警察及び消防機関に出動、救援を要請する。
- 市、日野消防署及び日野警察署は、鉄道事業者と連携し早急に被災者及び被害状況の把握に努めるとともに、軌道敷内等の安全を確保し、人命救助の必要があるときは救出救助活動を行い、救出された被災者を医療機関へ搬送する。
- 市、日野消防署及び日野警察署は、鉄道災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速に行います。
- 市は、多数傷病者が発生したときは、傷病者のトリアージ、医師の現場派遣を要請する等医療機関と連携した救急活動を行うよう努める。

2 消火活動

- 鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- 市及び日野消防署は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- 消防団は、地域防災の中核として、消防署隊と連携し現場の状況に応じて必要な任務を遂行する。

第4 鉄道事業者の措置

- 大規模事故が発生した場合は、速やかに事故対策本部を設置するとともに、あらかじめ定められている、事故連絡体制、動員体制に基づき、速やかに事故状況を把握し、人命救助を第一に救出活動を行うとともに、最も安全な方法によって、旅客の避難誘導を行う等、併発事故の防止に万全を期し被害を最小限にくい止めるよう努める。
- また、輸送（代替、振替を含む。）の確立を図るとともに、速やかな復旧を図る。

第5 医療救護活動

- 市は、負傷者の応急措置について、都、医療関係団体等に対して救護班の現地派遣を要請する。
- また、都及び日本赤十字社東京都支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施する

第6 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について

都と十分連携し、その指導・助言・協力を受け、必要に応じ、次の応急対策を実施する。

- (1) 医療救護活動
- (2) 周辺住民等に対する災害広報
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 周辺住民等に対する屋内退避、避難指示、避難誘導
- (5) 避難所の開設、運営管理
- (6) その他必要な措置

4 警察の活動体制

- 警察は、放射性物質の漏えいの事故が発生した場合、直ちに警視庁に警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地警備本部を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置して指揮体制を確立する。
- 市は、警察が行う次の応急対策について、必要に応じて協力する。
 - (1) 周辺住民等の屋内退避、避難誘導その他の防護活動
 - (2) 犯罪の予防等社会秩序の維持活動
 - (3) 緊急輸送のための交通の確保
 - (4) 周辺住民等への情報伝達
 - (5) 搬送中の事故時における負傷者の救出救助活動
 - (6) その他必要な措置

5 応援要請

- 市は、放射性物質災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施するが、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは他市町村長に対し応援要請を行う。
- 市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図る。

6 自衛隊の災害派遣

- 市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都に対して自衛隊の派遣要請を求める。
- この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または地域担任部隊の長陸上自衛隊第1師団長に通知する。
- また、市は、都への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または地域担任部隊の長陸上自衛隊第1師団長に災害状況等を通知する。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第3 災害時の市民等への指示・広報

1 災害時の市民等への指示・広報活動

- 市は、防災行政無線等の情報伝達手段によるほか、自主防災組織等と連携し、市民等に対して、災害情報を迅速に広報するとともに必要な指示を行う。

4 自衛隊の災害派遣

- 市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都に対して自衛隊の派遣要請を求める。
- この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または地域担任部隊の長陸上自衛隊第1師団長に通知する。
- また、市は、都への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または地域担任部隊の長陸上自衛隊第1師団長に災害状況等を通知する。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第3 消防活動

1 救助・救急活動

- 日野消防署は、防災関係機関と協力し、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、人命救助が必要なときは救助・救急活動を行い、救出された被災者を医療機関へ搬送する。

2 消火活動

- 市、日野消防署及び自衛消防組織等は、危険物等災害に係る火災の状況、施設等の情報及び危険物の性状を速やかに把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- 市は、大規模火災発生時には、市民の生命及び身体の安全確保に努めるため、必要に応じ消防法第28条第1項に基づく消防警戒区域の設定等の措置を講じる。
- 消防団は、地域防災の中核として、消防署隊と連携し現場の状況に応じて必要な任務を遂行する。

第4 医療救護活動

- 市は、負傷者の応急措置について、都、医療関係団体等に対して救護班の現地派遣を要請する。
- また、都及び日本赤十字社東京都支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施する。

第5 避難対策

- 市長は、危険物等災害の発生時には、人命の安全を第一に必要な応じて避難指示等を発令する。

第6 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を行う。
- 市は、警察と連携し、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を行う。

第7 災害広報の実施

- 市は、都及び防災関係機関、危険物取扱施設と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。

2 応急対策活動情報の連絡

- 市は、都に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡する。
- 都は、自ら実施する応急対策の活動状況を市に連絡する。

3 都への報告

- 市は、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム（DIS）等を利用し、都に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行う。

第2 災害対策本部の設置及び災害時応援体制

1 配備体制

- 市は、火災の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じる。

2 災害対策本部の設置

- 市長は、大規模火災が発生し、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、市災害対策本部を設置する。
- また、市は、都に市災害対策本部の設置状況等を報告する。

3 応援要請

- 市は、大規模火災が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を行うが、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには他市町村長に対し応援要請を行う。
- 市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図る。

4 自衛隊の災害派遣

- 市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都に対して自衛隊の派遣要請を求める。
- この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または地域担任部隊の長陸上自衛隊第1師団長に通知する。
- また、市は、都への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または地域担任部隊の長陸上自衛隊第1師団長に災害状況等を通知する。この通知を行ったときには、速やかにその旨を都知事に通知する。

日野市地域防災計画修正の経過

作成または修正の年度	備考
昭和 43 年 1 月	日野市地域防災計画策定
昭和 46 年 3 月	一部修正
昭和 48 年 3 月	一部修正
昭和 49 年 9 月	一部修正（加除式）
平成 2 年度	一部修正（加除式）
平成 6 年度	一部修正（加除式）
平成 8 年度	一部修正
平成 10 年度	一部修正
平成 17 年度	一部修正
平成 25 年度 （平成 26 年 3 月）	平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、 本冊及び別冊資料編として全部修正。 本冊に震災編、風水害編、大規模事故編、火山災害編、原子力災害編、東海地震対策編（警戒宣言に伴う対応措置） を収載。 資料編を別冊とする。
令和 3 年度	地震災害対策編、風水害・特殊災害編、別冊資料編として 全部修正。
令和 5 年度	一部修正
令和 7 年度	一部修正
令和 8 年度	一部修正

日野市地域防災計画

（令和~~7~~**8**年度修正）

【風水害・特殊災害対策編】

令和 8 年 **3** 月発行

編集発行 日野市防災会議
 （事務局）日野市総務部防災安全課
 〒191-0016 日野市神明 1-11-16
 電話 代表 042-585-1111